平成２８年（フ）第１７５９号
神奈川県大和市南林間５丁目５番17号　第２グリーンプラザ１
債務者　川村　俊樹
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７７２号
横浜市瀬谷区二ツ橋町149番地１　グリーンビレッジ　Ｂ―103
債務者　下津　光広
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７７８号
横浜市泉区新橋町1296番地６　市営新橋第２住宅３棟203号
債務者　山寺　健雄
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７７９号
横浜市保土ケ谷区坂本町139番地４　ＭＫビル202号
債務者　松木　　茂
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７号
愛知県名古屋市守山区喜多山２丁目23番14号ロイヤルマンション大森703号、前住所静岡県浜松市南区西島町４番地の３　リバーサイドＩ101号
債務者　鈴木千恵美
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１７７１号
横浜市中区初音町３丁目61番地２　ネオステージ初音町401号室
債務者　小林　幹夫
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２１３号
東京都江東区東砂８丁目12―２―506
債務者　渡辺　恭江
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２８８号
東京都江戸川区篠崎町５丁目８－４―201
債務者　秋場　英樹
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２９３号
東京都墨田区本所３丁目23―10―404
債務者　山口　正明
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２９４号
東京都江戸川区南小岩５丁目21―１―101
債務者　西畑　佳彦
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３３５号
東京都調布市緑ケ丘２丁目25　都営仙川アパート　26―44
債務者　福地　玲子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３３６号
東京都杉並区和泉１丁目53―３　高橋方
債務者　藤井　洋子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３３７号
東京都武蔵野市吉祥寺北町１丁目５―15―207
債務者　大木　秀夫
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３３８号
東京都葛飾区水元２丁目20―24―301
債務者　伊村　百恵
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３４５号
東京都世田谷区祖師谷２丁目５―19―412
債務者　清田　正樹
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部